（証券コード　6840）
2025年６月12日
電子提供措置の開始日　2025年６月５日

株　主　各　位

東京都中央区築地二丁目１番17号
株式会社AKIBAホールディングス
代表取締役社長　堀　礼　一　郎

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.akiba-holdings.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6840/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＡＫＩＢＡホールディングス」（アルファベットは全角大文字）又は「コード」に当社証券コード「6840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）
　なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2025年６月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区銀座二丁目15番６号
　銀座ブロッサム（中央会館）宴集会室（マーガレット）
３．目 的 事 項
　報 告 事 項　１．第43期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第43期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りしております出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、これらは、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して、監査対象になった事項であります。
　①　連結計算書類の「連結注記表」
　②　計算書類の「個別注記表」
○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
○当日は、地球温暖化防止に向けた省エネルギー化及び節電への取り組みとして、当社の役員及び係員がノー・ネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

連結会計年度におけるわが国経済は、好調なインバウンド需要や雇用・所得環境の向上による個人消費の持ち直しの動きを受けて、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、エネルギー価格や原材料価格の高騰を受けた物価上昇や、米国の政治動向、不安定な国際情勢による地政学的リスク、為替相場の不安定さなど、依然として不透明な状況となっております。

このような環境の中、当連結会計年度の売上高は、18,272百万円（前期比15.3％増）、売上総利益は、3,869百万円（前期比5.2％増）となりました。販売費及び一般管理費は、3,152百万円（前期比11.1％増）となり、営業利益は716百万円（前期比14.6％減）、経常利益は662百万円（前期比21.6％減）となりました。第２四半期及び第４四半期において、一部の債権に対して貸倒引当金繰入額として合計299百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は112百万円（前期比61.6％減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（メモリ・PC関連デバイス・IoT事業）

メモリ・PC関連デバイス・IoT事業セグメントにおいては、Windows 11への移行に伴う市場のPC出荷台数の増加を背景に、法人向けのPC買い替え需要を的確に捉えるとともに、産業用メモリ及び産業用パソコン分野における新規顧客の開拓に注力いたしました。その結果、大型案件の受注及び新規顧客獲得が奏功し、売上高は前期比で大幅に増加いたしました。

利益面では、円安やメモリ価格の高騰といった外部環境の影響があったものの、先行して確保していた在庫の販売を進めたことが奏功し、通期で営業利益を計上いたしました。加えて、IoT事業においては、第４四半期に掛けて実施した新規製品の販売活動が寄与し、前年同期比で売上高が増加いたしました。

なお、当期は新商材の販売拡大に向けた販促施策等により販管費が増加した一方、在庫販売の進捗や大型案件の寄与により、前期の営業損失から黒字

へと転換いたしました。ただし、展示会への出展費用の増加等、来期を見据えた先行投資の影響もあり、営業利益は限定的な水準にとどまりました。

今後は、組織体制の強化を進めるとともに、量産を伴う受託開発案件の獲得に注力することで、業績の安定化及びさらなる成長を目指してまいります。

その結果、当事業における売上高は7,466百万円（前期比30.0％増）、営業利益は４百万円（前期は42百万円の営業損失）となりました。

（通信建設テック事業）

通信建設テック事業においては、前期に終了したキャリア3Gサービスのマイグレーション工事に代わり、IoT関連機器、クラウド型カメラ、サービスロボット、医療機関向けオンライン資格確認システムの導入支援など、各種電気通信工事の案件が増加いたしました。加えて、第２四半期より連結対象となった株式会社ブランチテクノの売上が寄与したことで、売上高は前期を上回る水準となりました。

また、コンタクトセンター事業においても、インターネット工事関連のコールセンター業務やアルコールチェック代行サービスが堅調に推移し、安定的な収益を確保しております。

一方、事業拡大に伴う体制強化や、新規の電気・電気通信工事分野におけるプロジェクト立ち上げに係る成長投資等により販管費が増加した結果、営業利益は前期を下回りました。今後は、風力発電や系統用蓄電池をはじめとする再生可能エネルギー関連工事の需要拡大を背景に、バディネットとリーバンの合併によるシナジー創出や社内体制の強化を通じ、収益基盤の拡大を図ってまいります。

その結果、当事業における売上高は7,038百万円（前期比4.2％増）、営業利益328百万円（前期比32.0％減）となりました。

（HPC事業）

HPC事業においては、年度末にかけて各種学会やメーカー主催イベントへの積極的な参加を通じて、情報発信及び顧客接点の拡大に取り組みました。加えて、期末までに積み上がった受注案件について納品を着実に実行したことにより、通期の売上高は過去最高を更新いたしました。

営業利益につきましては、競争環境の激化や原価上昇などの影響を受けたものの、効率的な営業・納品体制の構築により、前期と同水準の利益を確保いたしました。

その結果、当事業における売上高は3,533百万円（前期比14.3％増）、営業利益は305百万円（前期比5.1％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、219百万円であります。

その主な内容は、事業拡大及び人員増強に対応する各種設備の拡充、事務所機能の新設及び増設等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループ内の経常的な運転資金として、金融機関より短期借入金及び長期借入金の借入として4,220百万円の調達を行いました。

また、総額300百万円の社債の発行を行いました。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社の子会社である株式会社バディネットが、2024年４月１日付で、電気通信工事の設計・施工管理、電気通信工事管理の派遣業務を行う株式会社ブランチテクノの株式320株（2025年３月末現在同社の発行済株式総数の100％）を取得し、完全子会社化いたしました。なお、2024年６月30日をみなし取得日としております。

また、当社の子会社である株式会社バディネット及び株式会社リーバンは、2025年３月31日付で、株式会社バディネットを吸収合併存続会社、株式会社リーバンを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 対処すべき課題

① 経営全般に係る課題

当社は引き続き、グループのガバナンス体制の強化並びにコンプライアンス遵守に努めてまいります。

また、通信建設テック事業セグメントを中心としたM&Aの推進や、新たな収益柱の構築、グループガバナンスの更なる強化を通じ、グループ全体としての持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

あわせて、財政状態の改善を図り、ネットCFの黒字化に向けて全社での利益確保を進めてまいります。

② 各事業セグメントにおける課題

＜メモリ・PC関連デバイス・IoT事業＞

メモリ・PC関連デバイス事業においては、Windows OSの移行に伴うPC買い替え需要が本格化すると見られております。その案件獲得を継続するとともに、産業用メモリや産業用PC（IPC）など、堅調な法人需要が見込まれる領域への営業資源の集中を図ります。あわせて、在庫圧縮による回転率の改善、物流コストの見直し、仕入れ原価の低減にも取り組み、適切な利益確保を目指します。

IoT事業では、主力量産案件の終了を受けて、新たな量産を伴う受託開発案件の受注や新規商材の拡販による利益確保を目指し、完全に穴埋めにするには至らなかったものの、下期にかけて新規製品の獲得が増え、売上に大きく寄与いたしました。引き続き、受託開発案件・量産案件の獲得を目指すとともに、新商材の販促活動を継続し、収益基盤の安定化と拡大を図ってまいります。

＜通信建設テック事業＞

通信建設テック事業においては、キャリア3Gサービスマイグレーション工事の終了を受けて、通信工事分野における短期的な需要の伸びは限定的と見込まれております。他方で、各種電気設備工事、クラウドカメラやサービスロボットといったIoT領域、及び再生可能エネルギー関連工事（風力発電、系統用蓄電池等）の市場拡大が見込まれており、これらの需要を取り込み、継続的な成長を目指します。加えて、バディネットとリーバンの合併や、ブランチテクノを含めたグループ内の連携強化を通じて、施工・保守体制の全国プラットフォーム化を進めてまいります。

コンタクトセンター事業においては、引き続きアルコールチェック案件の拡大を見込むとともに、各種工事・保守サービスとも連携し、工事部門と一体となって、より付加価値の高いサービス提供に努めてまいります。

＜HPC事業＞

HPC事業においては、引き続き為替の動向が不安定な状況が見込まれるとともに、一部海外製品の長納期化、競争環境の激化や原価上昇が見込まれるなど、厳しい外部環境が継続しております。他方で、AI、ディープラーニングの普及により、GPUの需要は拡大していくものと想定されます。各種展示会・イベント出展やランチオンミーティングを通じた顧客接点の拡大を図るとともに、生成AI分野での提案力強化や新製品開発を進め、また、バックヤードの連携を通じて短納期化を実現し、為替変動の影響を小さくすることで、安定した売上・利益の確保に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 40 期 (2022年３月期)	第 41 期 (2023年３月期)	第 42 期 (2024年３月期)	第 43 期 (2025年３月期)
売　上　高(千円)	16,166,841	15,007,149	15,848,974	18,272,045
経常利益(千円)	711,268	1,031,089	844,773	662,301
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	382,352	702,077	292,567	112,268
１株当たり当期純利益（円）	41.62	76.44	31.85	12.22
総　資　産(千円)	9,177,714	10,136,167	11,468,317	13,627,886
純　資　産(千円)	2,673,308	3,427,077	3,794,979	3,978,033

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．第43期（当連結会計年度）の状況は「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
３．当社は、2021年７月１日付で、普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「１株当たり当期純利益」を算定しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社アドテック	100,000千円	100.0%	メモリ製品の製造・販売、PC周辺機器等の販売、IoTソリューション事業等
株式会社バディネット	100,000千円	100.0%	エンジニアリング事業、コンタクトセンター事業、BPO事業、通信コンサルティング事業、再生可能エネルギー事業、通信土木工事業、人材派遣・人材紹介事業、システム開発・受託事業
株式会社HPCテック	80,000千円	65.8%	科学技術コンピュータ（HPC）の製造・販売
株式会社ダイヤモンドペッツ＆リゾート	27,000千円	100.0%	ホテル、旅館等の事業開発、運営及びペット関連商品の企画、不動産業
株式会社ブランチテクノ	30,000千円	100.0%	電気通信工事の設計・施工管理、電気通信工事管理の派遣業務

（注）１．2024年４月１日に株式会社ブランチテクノの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

２．当社の連結子会社である株式会社バディネット及び株式会社リーバンは、2025年３月31日を効力発生日として、株式会社バディネットを存続会社、株式会社リーバンを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(8) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社AKIBAホールディングス）及び連結子会社５社の計６社で構成されており、メモリ・PC関連デバイス・IoT事業、通信建設テック事業及びHPC事業の３セグメントに分類される事業を展開しております。

① メモリ・PC関連デバイス・IoT事業

産業・工業用及び一般向けPC用及びサーバ用メモリ製品の製造・販売、パソコン周辺機器・パーツの国内外からの調達、卸売及び販売等並びにIoTデバイスの設計・開発を行うIoTソリューション、各種マイコンユニット、電源モジュール等、電子回路の開発・設計・製造を行っております。該当会社は、株式会社アドテックとなります。

② 通信建設テック事業

通信キャリアの携帯基地局関連工事を中心とした通信建設事業のほか、特にIT関連に強みを持った全国３拠点から構成されるコンタクトセンター事業、通信キャリアを主な顧客として、顧客の業務プロセスの設計から業務の運用までをワンストップで請け負うBPO事業、通信業界における顧客のビジネスニーズを分析してそれに対する最適解を構築する通信コンサルティング事業、人材派遣・人材紹介、システム開発・受託事業、再生可能エネルギー事業、通信土木工事業を行っております。該当会社は、株式会社バディネット、株式会社ブランチテクノとなります。

③ HPC事業

HPC（High Performance Computing／科学技術計算）分野向けコンピュータの製造・販売を行っております。該当会社は、株式会社HPCテックとなります。

(9) 主要な営業所（2025年３月31日現在）

① 当社

・本　社　　東京都中央区築地二丁目１番17号

② 子会社

・株式会社アドテック　　本社（東京都中央区築地二丁目１番17号）
・株式会社バディネット　本社（東京都中央区新富一丁目18番１号）
・株式会社HPCテック　　本社（東京都中央区日本橋富沢町七丁目13番）
・株式会社ダイヤモンドペッツ&リゾート本社（東京都中央区築地二丁目１番17号）
　　鬼怒川絆（栃木県日光市鬼怒川温泉大原1422-4）
・株式会社ブランチテクノ　本社（愛知県名古屋市西区名駅三丁目10番17号）

(10) 使用人の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
メモリ・PC関連デバイス・ＩｏＴ事業	51名	１名減
通信建設テック事業	151名	20名増
ＨＰＣ事業	23名	１名減
その他	41名	７名増
合計	266名	25名増

（注）使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、他社への出向者、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
26名	４名増	37.9歳	4.3年

（注）使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2025年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,210,000千円
株式会社三井住友銀行	884,500千円
朝日信用金庫	839,500千円
株式会社千葉銀行	823,280千円
株式会社鳥取銀行	741,114千円
株式会社りそな銀行	633,340千円
株式会社商工組合中央金庫	475,900千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	450,002千円

２．会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　27,328,000株

(2) 発行済株式の総数　9,192,560株

(3) 株主数　3,297名

(4) 単元株式数　100株

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
髙島勇二	2,400,000株	26.13%
堀礼一郎	348,000株	3.79%
中島秀樹	339,400株	3.70%
株式会社クベーラ・ホールディングス	268,000株	2.92%
BNYM AS AGT／CLTS NON TREATY JASDEC（常任代理人株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	241,000株	2.62%
上田八木短資株式会社	231,600株	2.52%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASH PB）（常任代理人野村證券株式会社）	218,000株	2.37%
松下彰利	205,000株	2.23%
古賀広幸	178,000株	1.94%
森安英雄	135,100株	1.47%

（注）持株比率は自己株式（7,980株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	堀　礼一郎		株式会社アドテック　取締役 株式会社バディネット　取締役 株式会社ブランチテクノ　取締役
取締役	五十嵐　英	CFO 管理本部長	株式会社アドテック　取締役管理本部長 株式会社バディネット　取締役管理本部長 株式会社HPCテック　取締役 株式会社ダイヤモンドペッツ＆リゾート　取締役 株式会社ブランチテクノ　取締役
取締役	冨山理布	管理本部 副本部長	株式会社アドテック　管理本部副本部長 株式会社バディネット　取締役管理本部副本部長 株式会社ダイヤモンドペッツ＆リゾート　取締役
取締役	白鳥俊昭	経営戦略本部長	株式会社バディネット　取締役
取締役	丸山一郎		(4) 社外役員に関する事項参照
取締役	黒部得善		(4) 社外役員に関する事項参照
取締役	後藤田　翔		(4) 社外役員に関する事項参照
取締役	中川英之		(4) 社外役員に関する事項参照
常勤監査役	内藤　城次郎		株式会社アドテック　監査役 株式会社バディネット　監査役 株式会社ダイヤモンドペッツ＆リゾート　監査役 株式会社ブランチテクノ　監査役
監査役	上林　三子雄		(4) 社外役員に関する事項参照
監査役	西田史朗		(4) 社外役員に関する事項参照

（注）１．取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏、中川英之氏は社外取締役であります。
２．監査役上林三子雄氏、西田史朗氏は社外監査役であります。
３．取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏及び監査役西田史朗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
４．監査役上林三子雄氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2024年６月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、内藤城次郎氏はいったん監査役を辞任し、その後改めて監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏、中川英之氏、社外監査役上林三子雄氏、西田史朗氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、取締役及び監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役（以下「取締役等」といいます。）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。ただし、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為等の場合には塡補の対象としないこととしております。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は１年間であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役10名	56,850千円（うち社外４名	6,750千円）
監査役５名	14,750千円（うち社外４名	7,550千円）

（注）１．上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役に対する役員賞与引当金繰入額11百万円（取締役４名11百万円）を含んでおります。

２．上記には、2024年６月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

３．監査役中川英之氏は、2024年６月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1996年３月19日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。

また、監査役の報酬限度額は、1996年３月19日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された限度額の範囲内で、世間の役員報酬水準を加味し、職責に応じて適切に判断することとしております。当社の役員報酬は、常勤取締役については①固定報酬、②役員賞与で、社外取締役については固定報酬で構成しております。

その上で、取締役会は、代表取締役社長堀礼一郎に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く役員賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務、貢献度等について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役の固定報酬は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、業績連動である役員賞与につきましては、業績等を考慮して取締役分の総額を取締役会で決議し、個人配分は代表取締役に一任しております。役員賞与に係る業績指標は連結の親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は112,268千円であります。当該指標を選択した理由は、会社の収益状況を示す数値であるからであります。賞与の額の

決定方法は、当該指標の実績を踏まえて総合的に勘案して決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	会社名	役職
取締役	丸山一郎	東京晴和法律事務所	パートナー弁護士
取締役	黒部得善	株式会社リーガル・リテラシー 社会保険労務士法人リーガル･リテラシー	代表取締役 代表社員
取締役	後藤田翔	税理士・行政書士　後藤田翔綜合事務所 株式会社M&A・資産承継アドバイザリー	代表税理士 代表取締役
取締役	中川英之	公認会計士中川英之事務所 株式会社プラスサムコンサルティング IPA・Sキャピタル株式会社 株式会社アンビシオン 株式会社アースカラー	代表 代表取締役 取締役 監査役 代表取締役
監査役	上林三子雄	上林公認会計士事務所	代表
監査役	西田史朗		

（注）当社と上記の各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
丸山　一郎	取締役会 17回/17回	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
黒部　得善	取締役会 17回/17回	社会保険労務士としての専門的見地から、主として労務に関する取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
後藤田　翔	取締役会 16回/17回	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。
中川　英之	取締役会 17回/17回 監査役会 ３回/３回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行うなど、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

（注）中川英之氏は、2024年６月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しており、上記の取締役会出席回数は、取締役又は監査役として出席した回数の合算であります。

・社外監査役

	出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
上林三子雄	取締役会 13回/13回 監査役会 13回/13回	2024年６月26日の就任以降、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
西田　史朗	取締役会 15回/17回 監査役会 13回/16回	長年の企業勤務及び役員としての経験を活かし、また、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

20,000千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

２．当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会社法第340条第１項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

６．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を実施する。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス体制の調査と問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。

また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報管理規程」を制定し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。

監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク管理規程」を制定する。

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理本部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

・職務権限・意思決定ルールの策定
・事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
・グループ経営会議及び各社取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
・当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。
・当該スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

⑦　取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・毎月の経営状況として重要な事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
・重大な法令・定款違反
・その他コンプライアンス上重要な事項

グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者がグループ会社の業務執行に関し、上記事実を発見したときに、監査役に報告をするものとする。

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、会計監査人及び監査役の職務を補助するスタッフとも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社グループは、「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員への周知徹底を図る。
・当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携を図り、日頃より情報収集等を行う。

(2) 体制の運用状況の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、当社グループに適用される「企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、各社毎月開催される定時取締役会及び当社役職員及び子会社の役員から構成されるコンプライアンス委員会において、法令遵守を確認しております。コンプライアンス委員会の協議結果については、各委員が各子会社で開催される月に１回以上の分科会等において、都度通達し、そこからグループ全社員に対して発信しております。発信された結果については、コンプライアンス委員会にて分科会からの報告項目を設け、意見交換を行っております。

・従来から設置していた内部通報窓口について、その内容を見直すとともに「内部通報管理規程」にまとめ、内部通報ルールの明確化を行った上で、役職員向けに周知しております。また、内部通報窓口に通報があった際は、顧問弁護士の助言を受けてグループ監査室で対応しております。

・反社会的勢力への対応として、当社は、特殊暴力防止対策協議会に加入しており、情報交換会において反社会的勢力に関する情報を共有し、所轄警察等と連携を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、取締役会の議事録、稟議書その他の業務執行に関する文書について、「文書管理規程」に基づき、文書等について適切に保管及び管理をしております。

・これらの文書等については、常勤監査役が常時閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、組織、規程の見直しを行っております。また、取締役会のほか、定例の会議において営業状況のほか、リスク情報についても適宜報告を受けることで、早期のリスク発見及び対処を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、各社における職務権限規程内の決裁基準表の見直しを行い、必要に応じて職務権限規程を改訂するとともに、当該決裁基準表に基づく決裁システムを導入しております。また、各社で毎月開催する取締役会において月次業績のレビューを行い、業績管理を実施しております。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努めております。
・当社子会社に対しては、「関係会社管理規程」を制定し、当社の承認が必要な事項、報告を要する事項といった子会社に対する管理基準を明確にし、また、グループ全体の内部管理体制を構築するため、当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社の共通規程として適用しております。
・内部監査は、リスク評価に基づいた年度監査計画に従い、グループ監査室が当社及び子会社を対象とした監査を実施しております。監査内容・監査結果は、内部監査委員会で報告・承認され、取締役会にも報告され、対象監査部署に対しては監査結果に基づく改善要請を行っております。

⑥　監査役の職務執行

・当社の監査役は、常勤監査役が各社の取締役会に出席し、当社グループの取締役等から適時、適切に報告を受けるとともに、決裁書類を閲覧し、その内容を必要に応じて毎月開催される監査役会にて共有しております。
・監査役会は代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施しております。
・監査役会は、定期的に会計監査人であるKDA監査法人とミーティングを実施するとともに、会計監査人の監査に同行するなど、適宜、必要なコミュニケーションを図っております。また、監査役の職務を補助するスタッフとも適宜、意見交換を行っております。
・当社の監査役は、常勤監査役が内部監査委員会の委員として内部監査の結果を確認するとともに意見交換や情報交換を行い、監査役監査に活用しております。
・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務執行を補助する者として、当社の社員から監査役スタッフを配置しております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,657,642**	**流動負債**	**6,817,602**
現金及び預金	5,369,166	買掛金	1,403,112
受取手形、売掛金及び契約資産	5,243,778	短期借入金	3,650,000
商品及び製品	912,374	1年内返済予定の長期借入金	993,540
原材料	95,796	1年内償還予定の社債	60,000
仕掛品	420,809	未払法人税等	43,909
販売用不動産	791,758	賞与引当金	135,926
その他	153,315	役員賞与引当金	15,300
貸倒引当金	△329,356	その他	515,815
固定資産	**970,244**	**固定負債**	**2,832,250**
有形固定資産	**257,474**	長期借入金	2,397,416
建物	178,094	社債	240,000
車両運搬具	659	退職給付に係る負債	75,926
工具、器具及び備品	38,334	資産除去債務	68,036
土地	37,730	その他	50,871
リース資産	2,654	**負債合計**	**9,649,853**
無形固定資産	**281,529**	**純資産の部**	
のれん	116,095	**株主資本**	**3,531,544**
ソフトウエア	116,491	資本金	100,000
ソフトウエア仮勘定	48,943	資本剰余金	783,900
投資その他の資産	**431,240**	利益剰余金	2,650,148
長期未収入金	25,424	自己株式	△2,505
繰延税金資産	177,743	**その他の包括利益累計額**	**260**
その他	253,496	繰延ヘッジ損益	260
貸倒引当金	△25,424	**非支配株主持分**	**446,228**
		純資産合計	**3,978,033**
資産合計	**13,627,886**	**負債純資産合計**	**13,627,886**

連結損益計算書

(2024年４月１日から
2025年３月31日まで)

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		18,272,045
売上原価		14,402,985
売上総利益		3,869,059
販売費及び一般管理費		3,152,851
営業利益		716,208
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,437	
受取家賃	6,284	
補助金収入	2,664	
雑収入	24,990	38,376
営業外費用		
支払利息	51,887	
為替差損	16,873	
支払手数料	7,106	
雑損失	16,415	92,283
経常利益		662,301
特別損失		
減損損失	20,358	
貸倒引当金繰入額	299,364	319,723
税金等調整前当期純利益		342,577
法人税、住民税及び事業税	167,626	
法人税等調整額	△8,105	159,520
当期純利益		183,056
非支配株主に帰属する当期純利益		70,788
親会社株主に帰属する当期純利益		112,268

連結株主資本等変動計算書

(2024年４月１日から
2025年３月31日まで)

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	783,900	2,537,880	△2,505	3,419,276
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			112,268		112,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	112,268	－	112,268
当期末残高	100,000	783,900	2,650,148	△2,505	3,531,544

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	263	263	375,439	3,794,979
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				112,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	△2	70,788	70,785
当期変動額合計	△2	△2	70,788	183,053
当期末残高	260	260	446,228	3,978,033

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,481,540**	**流動負債**	**1,050,557**
現金及び預金	1,412,528	1年内返済予定の長期借入金	926,880
売掛金	50,751	1年内返済予定の社債	60,000
前払費用	17,984	未払費用	11,910
その他	275	未払法人税等	290
固定資産	**3,346,579**	賞与引当金	24,208
有形固定資産	**12,024**	役員賞与引当金	11,100
建物	8,274	その他	16,168
工具、器具及び備品	3,750	**固定負債**	**2,654,423**
無形固定資産	**9,857**	長期借入金	2,397,396
ソフトウエア	9,857	社債	240,000
投資その他の資産	**3,324,696**	退職給付引当金	11,027
関係会社株式	302,850	資産除去債務	6,000
関係会社長期貸付金	3,016,457	**負債合計**	**3,704,981**
長期未収入金	3,823	**純資産の部**	
その他	8,235	**株主資本**	**1,123,138**
貸倒引当金	△6,669	**資本金**	**100,000**
資産合計	**4,828,119**	**資本剰余金**	**783,900**
		資本準備金	255,425
		その他資本剰余金	528,475
		利益剰余金	**241,742**
		その他利益剰余金	241,742
		繰越利益剰余金	241,742
		自己株式	**△2,505**
		純資産合計	**1,123,138**
		負債純資産合計	**4,828,119**

損　益　計　算　書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		**510,963**
売　上　総　利　益		**510,963**
販売費及び一般管理費		**451,844**
営　業　利　益		**59,118**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	47,965	
受　取　家　賃	7,681	
業　務　受　託　料	3,055	
雑　収　入	6,006	64,708
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	28,558	
支　払　手　数　料	5,741	
雑　損　失	1,591	35,892
経　常　利　益		**87,935**
特　別　利　益		
貸倒引当金戻入	3,498	3,498
税引前当期純利益		**91,433**
法人税、住民税及び事業税	414	414
当　期　純　利　益		**91,019**

株主資本等変動計算書

(2024年４月１日から
2025年３月31日まで)

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	255,425	528,475	783,900	150,723	△2,505	1,032,119
当期変動額							
当期純利益					91,019		91,019
当期変動額合計	―	―	―	―	91,019	―	91,019
当期末残高	100,000	255,425	528,475	783,900	241,742	△2,505	1,123,138

	純資産合計
当期首残高	1,032,119
当期変動額	
当期純利益	91,019
当期変動額合計	91,019
当期末残高	1,123,138

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月28日

株式会社AKIBAホールディングス
　取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　関本　享
指定社員 業務執行社員　公認会計士　濱村　則久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AKIBAホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月28日

株式会社AKIBAホールディングス
　取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　関本　享
指定社員 業務執行社員　公認会計士　濱村　則久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月28日

株式会社AKIBAホールディングス　監査役会

常勤監査役　内藤城次郎　㊞

監　査　役　上林三子雄　㊞

監　査　役　西田史朗　㊞

（注）監査役上林三子雄、監査役西田史朗は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区銀座二丁目15番６号
銀座ブロッサム(中央会館)宴集会室（マーガレット）

交通	東京メトロ	■ 有楽町線	新富町駅(１番出口)より	……	徒歩	約３分
		■ 銀座線	銀座駅(A13出口)より	……	徒歩	約15分
		■ 日比谷線	東銀座駅(５番出口)より	……	徒歩	約10分
	都営地下鉄	■ 浅草線	東銀座駅(A7出口)(A8出口)より	……	徒歩	約10分
	J R	■ 山手線 ■ 京浜東北線	有楽町駅(中央口)より	……	徒歩	約20分